

送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言に関する会長声明

- 1 法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」が取りまとめた「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」(以下「本件提言」という。)が、2020年7月14日、上記懇談会田中明彦座長から森まさこ法務大臣に提出された。

本件提言に含まれている次の3点、すなわち、①退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設(本件提言「第4」1(3))、②送還停止効に一定の例外を設けること(本件提言「第4」1(4))、③仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則の創設(本件提言「第4」2(3)イ)について、当会は以下のとおり反対を表明する。

- 2 まず、①退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設は、難民該当性や在留特別許可の許否等について未だ司法による判断もなされていない者に対して刑事罰をもって帰国を強制することになり、被退去強制者の裁判を受ける権利(憲法32条)を侵害するおそれがある。

また、上記罰則の創設は、被退去強制者の出入国在留管理関係訴訟や再審情願等の手続を代理する弁護士や行政書士、被退去強制者の支援者、家族等が共犯として訴追されるおそれを生じさせ、これらの者の活動を著しく萎縮させる。

さらに、被退去強制者に対し刑罰を科しても、被退去強制者が収容される場所が入管収容施設から刑事収容施設にかわるのみであり、刑罰としての実効性も乏しい。また、刑罰権は国家権力のもっとも強力かつ露骨な発現であり、刑罰を科すことは最終の手段としてのみ用いられるべきであるところ(刑法の謙抑性)、この観点からも上記罰則の創設は問題を有する。

そもそも、刑罰の創設にあたっては、当該行為が行われる原因、理由を十分に検討、解明する必要があると考えられるところ、収容・送還に関する専門部会においては、被退去強制者が強制送還を拒む原因、理由に関する検討、解明

自体が十分に行われていないものと思われる。

- 3 次に、②送還停止効に一定の例外を設けることについては、本件提言では、「送還停止効に一定の例外を設けること。例えば、従前の難民不認定処分の基礎とされた判断に影響を及ぼすような事情のない再度の難民認定申請者について、速やかな送還を可能とするような方策を検討すること」とされている。

しかし、再度の難民認定申請者に対し、送還停止効の例外を設けるのであれば、その前提として、初回の難民認定が適切になされる必要があるところ、今日において、初回の難民認定が適切になされているとは言い難い状況である。これは、再度の難民認定申請で難民認定がされた事案が相当数存在することからも明らかである。

また、初回の難民認定が適切になされずに難民認定申請者が本国に送還された場合、その後の迫害や拷問等により、難民認定申請者の生命・身体等が侵害されるおそれがあり、その結果は言うまでもなく重大である。

- 4 最後に、③仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則の創設は、送還忌避罪と同様に刑法の謙抑性の観点から問題があり、また、仮放免された者が逃亡した場合に保証金の没取に加え、さらに罰則を創設することは二重の制裁を科すものであり妥当ではない。

- 5 当会は、上記専門部会におけるその当時の議論状況を踏まえ、2020年(令和2年)3月16日付け「収容・送還に関する専門部会」に関する会長声明において同様の問題を指摘したが、今般、本件提言が取りまとめられて法務大臣に提出されたことから、改めて、本件提言の上記内容について、強く反対を表明するものである。

2020年8月24日

茨城県弁護士会

会長 小沼 典彦